

## 豊橋市中心市街地活性化協議会規約

### (設置)

第1条 豊橋商工会議所及び株式会社豊橋まちなか活性化センターは、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下法という。)第15号第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を置く。

### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、豊橋市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第3条 協議会は、様々な主体が参加するまちの運営を横断的かつ総合的に企画調整し、東三河地域の顔となる賑わいのある中心市街地にしていくことを目的とする。

### (公表)

第4条 協議会の公表は、豊橋商工会議所のホームページへの掲載によりこれを行うものとする。

### (活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 豊橋市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間主体の事業計画についての協議
- (3) 中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

### (協議会の構成員)

第6条 協議会は次の者をもって構成する。

- (1) 豊橋商工会議所
- (2) 株式会社豊橋まちなか活性化センター
- (3) 豊橋市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要と認められる者。

(委員)

第7条 前条に規定する構成員が指名する者をもって委員とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会及び分科会の設置)

第11条 協議会の目的を達成するため、協議会に運営委員会及び分科会を設置することができる。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、豊橋商工会議所と株式会社豊橋まちなか活性化センターにより負担する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り決定する。

(事務局)

第14条 協議会の事務局を株式会社豊橋まちなか活性化センターに置き、庶務を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年6月6日から施行する。

(委員任期の特例)

2 協議会設立時の委員の任期は、平成21年3月31日までとする。